

主役はあなた！「まちづくり」を考える講演会

こちざわまさゆき
東北公益文科大学 小地沢 将之

1

山形県の特徴

～生活動向にみるまちづくり需要

ポイント2 いつも留守の私

共働き：共働き家庭の増加
57.8% (2005/全国1位)

労働環境：自宅従業者が減少
28.9% (1990) → 18.5% (2005)

中心市街地の人口は… (1995→2005)

空洞化：酒田市：-18.8% (全市では-4.0%)
庄内町：+2.2% (全市では-6.0%)

負のスパイラル …防犯の不安増大、
世代間交流の減少 など

まちづくりの一側面

私たちの関わり合いを強化する活動



山形県の特徴

～人口構成にみるまちづくり需要

ポイント1 担い手不足の時代

この1年の人口増減率：-0.81%
(全国42位)

少子化：合計特殊出生率は大幅減少
1.96 (1975) → 1.45 (2005)

晩婚化：平均初婚年齢は遅くなる傾向
妻24.3歳/夫26.5歳 (1975)
→妻28.0歳/夫29.3歳 (2005)

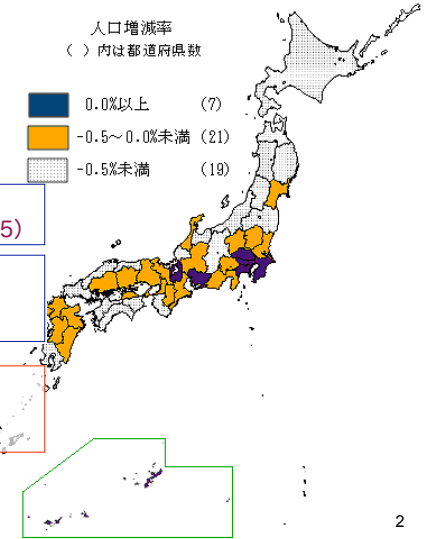
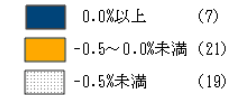
負のスパイラル …子ども会の崩壊、
伝統行事の断念、
老老介護 など

まちづくりの一側面

世知辛い世の中の緩衝材となる活動

統計局人口推計 (H21.10.1) より
都道府県別人口増減率

人口増減率
()内は都道府県数



2

担い手不足の時代

を乗り越えるための当事者となり、

いつも留守の私

を打ち負かせる関わり合いの基盤強化こそ、

これからの時代のまちづくりに求められている！

では、庄内町が掲げる
日本一住みやすく住みつづけたい町
を実現させるためにはどうすればよいか？

4

団体自治の時代

従来の地方自治における市民（町民）の役割は**団体自治を支える**ことだった
[行政との関わり] 良き地域住民として遵守すべきことを忠実に守る
[議会との関わり] 地域の声を届けるための代表者を送り込む

* 1970年代後半から地域住民の役割が変化し始める

- ①公害問題などに対する住民運動
キーワード：権利・闘争・訴訟など
- ②生活の質の向上を目指す市民活動
キーワード：価値・提案・交渉など
- ③企業による社会性の追求
キーワード：メセナ・社会的責任など

5

住民自治の時代へ

* 市民の役割は「良き地域住民として遵守すべきことを忠実に守る」ことから
アクションの主体へと変化しつつある ⇒ **住民自治**の時代へ

2つの課題

- ①協働概念の陳腐化
協働とは、**市民活動が行政サービスの補完的な役割**を果たすために
市民と行政が**対等な関係**を構築すること
✗ 地方自治体の財政難を受けて、安い労働力（市民）に依存
- ②地域課題の多様化
グローバル化、ライフスタイルの多様化、少子高齢化などを受け、
予想だにできない地域課題が増えてきた
（既知の課題には既知の対応（住民運動など）で間に合っていた）
✗ 未来なる地域課題への課題解決力が備わっていない

6

新しい公共

* 地方分権の流れが強まる（地方分権一括法／2000年）

- 国の仕事を地方自治体にやらせる**機関委任事務の廃止**
→ **自治事務**：地方自治体が自らの判断と責任で行う事務
法定受託事務：地方自治体が国などから委託されて行う事務

* 2010年6月4日、鳩山内閣により「新しい公共」宣言が採択される

- 国民の役割：当事者としての行動
- 企業の役割：社会性の追求
- 政府の役割：国民が選ぶ社会のために「官」が独占してきた領域を開放

「国と地方自治体の関係」「国と国民の関係」は明確になりつつある

- ◎地方自治体と市民（町民）の関係は、
当事者である**市民（町民）が決める**時代に！
- ◎**未知なる地域課題**に太刀打ちできる町を目指すべき時代に！
⇒ 「（仮称）町づくりの基本となる条例」策定へ！

7

（仮称）町づくりの基本となる条例の考え方

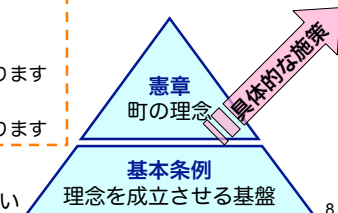
* 基本条例とは何か？

- ①**町の憲法**
自治体における**最高規範**
各地で「自治基本条例」「まちづくり基本条例」などの呼称がある
- ②**より良い町づくりを実践するための秘訣**
町の当事者である皆さん（町民）が**課題解決力**を身に付けながら
行政や議会などと手を携えて課題解決に取り組むための**方法論**を明示

* 庄内町町民憲章（2008年制定）との違いは何か？

自然を愛し 環境にやさしいまちをつくります
健康で 笑顔あふれるまちをつくります
思いやる心と感謝の気持で 住みよいまちをつくります
ともに学び 文化の薫りが高いまちをつくります
働くことに喜びと誇りを持ち 元気なまちをつくります

- ①法的な拘束力を持つ**最高規範**ではない
- ②**課題解決力**に向けた**方法論**を伴っていない



8

基本条例の中身は地域のニーズに応じて決定される

■各自治体の基本条例にみる主な特徴

	柏崎市 市民参加の まちづくり基本条例 2003年10月施行	宝塚市 まちづくり基本条例 2002年4月施行	ニセコ町 まちづくり基本条例 2001年4月施行	
参加する権利	○	○	○	
情報共有の原則	○	○	○	
役割・責務	市	○	—	
	市長	○	○	
	職員	○	○	
	議会	○	—	2005年4月に追加
	市民	○	○	○
コミュニティ	○	—	○	
総合計画との関連	○	○	○	
市民投票	○	○	○	
他自治体との連携	—	○	○	

9

基本条例策定にあたっての庄内町の地域のニーズは？

◎行政のニーズ

目指す町の姿「自然はみんなのエネルギー いきいき元気な田園タウン」を実現するための課題解決力と方法論

◎町民のニーズ

「
」を実現するための課題解決力と方法論

個性が豊かな庄内町では、コミュニティごとにニーズが異なるかも？
⇒ 基本条例下でコミュニティ計画を策定しながら力強い地域づくりを目指すのも1つの方法かもしれません！

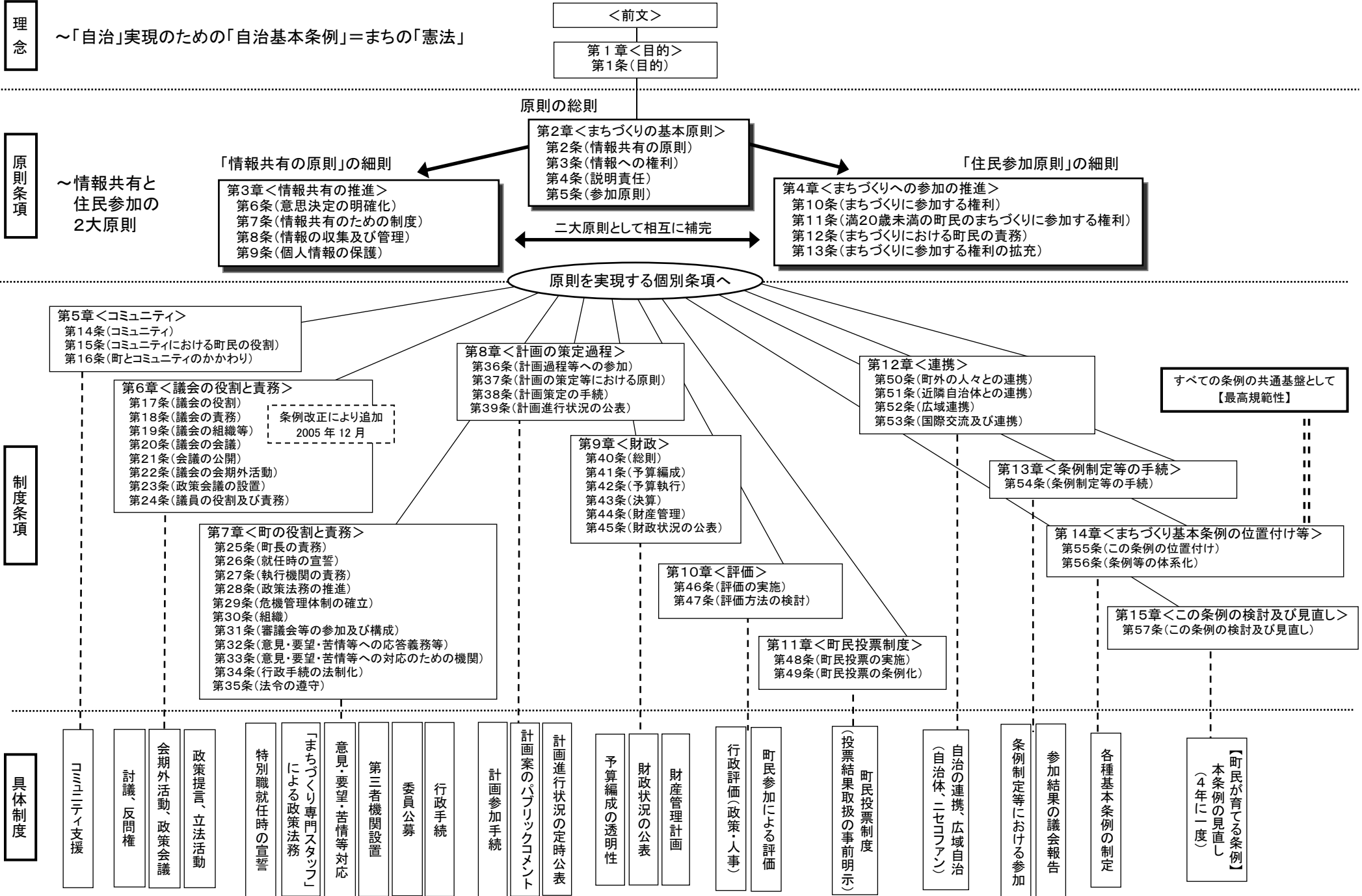
◎みんなのニーズ

「日本一住みやすく住みつけたい町」「子育て応援日本一の町」を実現するための課題解決力と方法論

10



ニセコ町まちづくり基本条例の構造図



理念

原則条項

制度条項

具体制度

<前文>

第1章<目的>
第1条(目的)

原則の総則

第2章<まちづくりの基本原則>
第2条(情報共有の原則)
第3条(情報への権利)
第4条(説明責任)
第5条(参加原則)

「情報共有の原則」の細則

第3章<情報共有の推進>
第6条(意思決定の明確化)
第7条(情報共有のための制度)
第8条(情報の収集及び管理)
第9条(個人情報の保護)

「住民参加原則」の細則

第4章<まちづくりへの参加の推進>
第10条(まちづくりに参加する権利)
第11条(満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利)
第12条(まちづくりにおける町民の責務)
第13条(まちづくりに参加する権利の拡充)

二大原則として相互に補完

原則を実現する個別条項へ

第5章<コミュニティ>
第14条(コミュニティ)
第15条(コミュニティにおける町民の役割)
第16条(町とコミュニティのかかわり)

第6章<議会の役割と責務>
第17条(議会の役割)
第18条(議会の責務)
第19条(議会の組織等)
第20条(議会の会議)
第21条(会議の公開)
第22条(議会の会期外活動)
第23条(政策会議の設置)
第24条(議員の役割及び責務)

条例改正により追加
2005年12月

第8章<計画の策定過程>
第36条(計画過程等への参加)
第37条(計画の策定等における原則)
第38条(計画策定の手続)
第39条(計画進行状況の公表)

第9章<財政>
第40条(総則)
第41条(予算編成)
第42条(予算執行)
第43条(決算)
第44条(財産管理)
第45条(財政状況の公表)

第12章<連携>
第50条(町外の人々との連携)
第51条(近隣自治体との連携)
第52条(広域連携)
第53条(国際交流及び連携)

すべての条例の共通基盤として
【最高規範性】

第13章<条例制定等の手続>
第54条(条例制定等の手続)

第7章<町の役割と責務>
第25条(町長の責務)
第26条(就任時の宣誓)
第27条(執行機関の責務)
第28条(政策法務の推進)
第29条(危機管理体制の確立)
第30条(組織)
第31条(審議会等の参加及び構成)
第32条(意見・要望・苦情等への応答義務等)
第33条(意見・要望・苦情等への対応のための機関)
第34条(行政手続の法制化)
第35条(法令の遵守)

第10章<評価>
第46条(評価の実施)
第47条(評価方法の検討)

第11章<町民投票制度>
第48条(町民投票の実施)
第49条(町民投票の条例化)

第14章<まちづくり基本条例の位置付け等>
第55条(この条例の位置付け)
第56条(条例等の体系化)

第15章<この条例の検討及び見直し>
第57条(この条例の検討及び見直し)

コミュニティ支援

討議、反問権

会期外活動 政策会議

政策提言、立法活動

特別職就任時の宣誓

「まちづくり専門スタッフ」
による政策法務

意見・要望・苦情等対応

第三者機関設置

委員公募

行政手続

計画参加手続

計画案のパブリックコメント

計画進行状況の定時公表

予算編成の透明性

財政状況の公表

財産管理計画

行政評価(政策・人事)

町民参加による評価

町民投票制度
(投票結果取扱の事前明示)

自治の連携 広域自治
(自治体、ニセコファン)

条例制定等における参加

参加結果の議会報告

各種基本条例の制定

【町民が育てる条例】
本条例の見直し
(4年に一度)